

2.2.2 船舶運航情報登録（W B X）

本業務では、船舶に関する入出港予定情報（以下、「船舶運航情報」と呼びます）を本船に紐付く航海番号単位に登録することができます。本業務では、船舶運航情報を登録・訂正・削除することができます。

登録の操作方法については、1.3.2（3）登録業務を参照してください。

入力者について

- 入力者は船会社、船舶代理店です。
- 船会社が登録する場合は、本業務で入力した「船舶コード」の船舶基本情報に登録されている船舶運航者と、同一の船会社である必要があります。
- 船舶代理店が登録する場合は、本業務で入力したいいずれかの本邦寄港地において、入力した「船舶コード」の船舶基本情報に登録されている船舶運航者の船会社と事前に受委託関係を登録しておく必要があります。ただし、港単位でのみ受委託関係を登録している場合は不要です。
- 船舶代理店が登録する、かつ船舶運航情報の全情報の訂正または削除の場合は、船舶運航情報に登録されているいずれかの本邦寄港地において、本業務で入力した「船舶コード」の船舶基本情報にある船舶運航者の船会社と事前に受委託関係を登録しておく必要があります。ただし、港単位でのみ受委託関係を登録している場合は不要です。
- 船舶代理店が登録する、かつ船舶運航情報の単一港の情報の訂正または削除の場合は、指定された寄港地において、本業務で入力した「船舶コード」の船舶基本情報に登録されている船舶運航者の船会社と事前に受委託関係を登録しておく必要があります。ただし、港単位でのみ受委託関係を登録している場合は不要です。

船舶基本情報について

- 船舶は「外航船」で登録されている必要があります。
- 船舶基本情報が削除されていると、登録できません。

船舶運航情報について

- 1つの「船舶運航情報」で入力可能な本邦入港前外国の寄港地数は、最大30港です。
- 1つの「船舶運航情報」で入力可能な本邦寄港地数は、最大9港です。
- 単一港の訂正（運航情報制限あり／なし）の場合は、本業務で登録の際に入力した「本邦寄港順序」を、訂正・削除呼出の本邦寄港順序の項目に入力する必要があります。
- 単一港の訂正の場合、訂正対象の本邦寄港地以外の本邦寄港地情報は訂正できません。
- 登録または訂正した船舶運航情報は、一定期間を経過後に削除されます。

- 
- 船舶単位の船舶運航情報制限が登録されている場合は、船舶代理店による訂正及び削除はできません。
 - 登録または全情報の訂正の場合は、港情報は本業務で入力した「本邦寄港順序」に並び替えられて登録されます。また、抜港の場合は「本邦寄港順序」に「X」を入力する必要があります。
 - 船舶運航情報を削除した場合は、入力した「船舶コード」と「航海番号」に紐付く乗組員情報、旅客情報、船用品情報も合わせて削除されます。

着岸（予定）場所コードまたは出港停泊場所コードについて

- 入力された本邦寄港地の「着岸（予定）場所コード」または「出港停泊場所コード」のいずれかが内航バースの場合、確認のための注意喚起メッセージが表示されます。

<申請等呼出について>

- 登録済の情報を呼び出して修正することで、新規の船舶運航情報を登録することができます。
以下の情報を呼び出すことができます。
 - ・船舶運航情報（外航）

<パッケージソフトでの業務について>

- 「船舶運航情報登録（V T X 0 1）」業務で登録した情報を、本業務で訂正・削除することができます。